

# 藻類

## THE BULLETIN OF JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和28年3月 March 1953

### 目次

|                              |           |    |
|------------------------------|-----------|----|
| サメズグサの正体 .....               | 山田 幸男     | 1  |
| サメズグサの生活史とその分類上の位置について ..... | 新崎盛敏・野澤治治 | 5  |
| 温泉と藻類 .....                  | 廣瀬 弘幸     | 10 |
| アサクサノリの養殖を安定させるために .....     | 須藤 俊造     | 17 |
| 寒天及び寒天工業の現状 .....            | 岡崎 彰夫     | 22 |
| イワヅタとサボテングサの游走細胞 .....       | 時田 郁      | 28 |
| イシモヅクとクサモヅクとは同一物である .....    | 稻垣 貫一     | 30 |
| 鹿児島灣の海藻雜報 .....              | 田中 剛      | 33 |
| 瀬木紀男著 日本産イトグサ属の分類學的研究 .....  | 中村 義輝     | 34 |
| 學會錄事 .....                   |           | 38 |

日本藻類學會

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

# 日本藻類學會會則

## (總 則)

第1條 本會は日本藻類學會と稱する。

第2條 本會は藻學の進歩普及を圖り、併せて會員相互の連絡並に親睦を圖ることを目的とする。

第3條 本會は前條の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 大會の開催 (年1回)
2. 藻類に關する研究會、講習會、採集會等の開催
3. 定期刊行物の發刊
4. その他前條の目的を達するために必要な事業

第4條 本會の事務所は會長のもとにおく。

第5條 本會の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## (會 員)

第6條 會員は次の3種とする。

1. 普通會員 (藻類に關心をもち、本會の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員會の承認するもの)
2. 名譽會員 (藻學の發達に貢獻があり、本會の趣旨に賛同する個人で、役員會の推薦するもの)
3. 特別會員 (本會の趣旨に賛同し、本會の發展に特に寄與した個人又は団体で、役員會の推薦するもの)

第7條 本會に入會するには、住所、氏名 (団体名) 職業を記入した入會申込書を會長に差出すものとする。

第8條 會員は毎年會費300圓を前納するものとする。但し名譽會員及び特別會員は會費を要しない。

## (役 員)

第9條 本會に次の役員をおく。

會 長 一 名

幹 事 若 干 名

會長は發起人會に於て發起人中よりこれを選出する。幹事は會長が發起人中よりこれを指名する。

## (刊 行 物)

第10條 本會は定期刊行物「藻類」を年3回刊行し、會員に無料で頒布する。

## 附 則

この會則は昭和27年10月11日から施行し、第1回大會が開催されるまでの間有効とする。